

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成30年11月21日（水）

担当課：環境農政部 農政課

件 名：大和市都市農業振興基本計画について	
提出理由：大和市都市農業振興基本計画を策定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適正かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に都市農業振興基本法（以下「法」という。）が制定された。 ・法において、国は都市農業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならないとされており、各自治体は国の計画を基本として地方計画を定めるよう努めなければならないとされている。 ・これを受けて、国は平成28年5月に都市農業振興基本計画を策定し、県は平成29年3月にかながわ農業活性化指針を改定した。 ・このような状況をふまえ、本市においても都市農業の持続的な振興を図るため、都市農業振興基本計画を策定する必要がある。 2. 計画の概要 (1)本市の農業の現状と課題 ・農林業センサス等による本市の農業の現状を踏まえ、①担い手の育成・確保②地産地消の推進③農作業に親しめる場等の提供④農地の保全・活用⑤防災など多様な機能の発揮、の5つの課題を設定する。 (2)将来像 ・都市農業を守り、持続可能な発展を目指すまち「やまと」 (3)計画の目的 ・持続可能な都市農業を実現し、かつ発展させる。 (4)計画の位置付け ・法第10条第1項の規定に基づく地方計画とする。 ・次期大和市総合計画やその他関連計画と整合を図る。 (5)計画の期間 ・2019年度（平成31年度）から2028年度（平成40年度）までの10年間とする。 ・ただし、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより、必要に応じて見直しを行う。	(6)基本方針 ・大和市農業の現状から課題を抽出し、この課題解決とともに将来像の実現に向け、3つの「基本方針」を定める。 ①地場農産物の地元での消費を拡大する。 ②「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める。 ③農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす。 (7)施策の体系 ①基本方針実現のため5つの「施策」を掲げる。 1 地場農産物の供給機能を高める 2 食を通じた健康づくりを推進し、新鮮で安心な地場農産物の地元での消費を増やす 3「農」とふれあう場を作り、「農」に関する知識の普及・啓発を図る 4 農地を都市にあるべきものとして保全する 5「農」の多様な機能を活用する ②5つの施策実現のため10の「取り組み」を掲げる。 1 地場農産物の安定的な供給及び生産技術向上に向けた支援 2 農業経営安定に向けた支援 3 地場農産物の消費拡大 4 食育の推進 5 農作業を体験できる場等の整備 6 都市農業に関する知識の普及・啓発の推進 7 遊休農地の予防・解消 8 農地の適正な保全 9 災害時の防災機能の向上 10 景観形成・環境保全等の機能の発揮 (8)計画の推進体制 ・市民、農業者、農業団体、民間団体、行政等が役割分担し、互いに連携・協力し合いながら、本計画を推進していく。 (9)計画の進行管理 ・事務事業評価を通じて PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）による進行管理を実施する。
経 過 H27. 4 都市農業振興基本法の制定 H28. 5 国が都市農業振興基本計画を策定 H29. 3 県がかながわ農業活性化指針を改定 H30. 7～庁内における計画案の協議	今後の予定 H30. 12～ 農業者・農業関係団体等から意見聴取 H31. 1～ 市民意見公募手続の実施 H31. 3 計画策定